

新規上場申請のための半期報告書

(第10期中)

自 2024年 11月 1日
至 2025年 4月 30日

株式会社FUNDINNO

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 中間連結財務諸表	13
(1) 中間連結貸借対照表	13
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	15
中間連結損益計算書	15
中間連結包括利益計算書	16
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	17
注記事項	18
(中間連結貸借対照表関係)	18
(中間連結損益計算書関係)	18
(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)	18
(株主資本等関係)	18
(セグメント情報等)	18
(収益認識関係)	19
(1株当たり情報)	20
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年10月31日

【中間会計期間】 第10期中（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日）

【会社名】 株式会社FUNDINNO

【英訳名】 FUNDINNO, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 柴原 祐喜
代表取締役COO 大浦 学

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目29番11号

【電話番号】 050-3644-4388

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部長 高木 崇

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目29番11号

【電話番号】 050-3644-4388

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部長 高木 崇

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 中間連結会計期間	第9期
会計期間	自 2024年11月1日 至 2025年4月30日	自 2023年11月1日 至 2024年10月31日
営業収益 (千円)	997,884	1,184,805
経常損失(△) (千円)	△90,679	△1,076,010
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失(△) (千円)	△93,959	△1,421,647
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△93,959	△1,421,647
純資産額 (千円)	4,321,269	4,265,237
総資産額 (千円)	4,757,856	4,609,669
1株当たり中間(当期)純損失 (△) (円)	△4.14	△65.98
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	90.8	92.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△95,347	△829,020
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△14,129	△139,831
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	149,328	1,327,056
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	3,991,550	3,951,699

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第9期中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、第9期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できること、また、1株当たり中間(当期)純損失であることから、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末における総資産は4,757,856千円となり、前連結会計年度末比で148,187千円の増加となりました。これは主に、2025年4月の「FUNDINNO PLUS+」の成約案件にかかる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料に係る未収収益の増加が144,857千円あったことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債は436,587千円となり、前連結会計年度末と比べ92,155千円の増加となりました。これは主に、堅調な業績に伴い支払うべき消費税の見込額の増加により未払消費税等の増加が36,420円あつたこと、一時的な募集等受入金の預り等の預り金の増加が75,231千円あった一方で、前連結会計年度末に計上した未払金（番組制作・メディア配信料、本社オフィスのフリーレント契約に伴う未払金）が発生しなかつたことで未払金の減少が34,566千円あつたことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は4,321,269千円となり、前連結会計年度末と比べ56,032千円の増加となりました。これは、第三者割当増資により資本金の増加及び資本準備金の増加がそれぞれ75,000千円あつた一方で、親会社株主に帰属する中間純損失による利益剰余金の減少が93,959千円あつたことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当社グループを取り巻く未上場株式市場においては、2022年11月28日に内閣府により公表された「スタートアップ育成5か年計画」にて、5年後の2027年度にスタートアップへの投資額を10倍の10兆円規模とすることが目標と掲げられており、未上場企業への投資における規制緩和や税制優遇施策が徐々に実行され、投資環境の整備が進んでおります。

このような環境の中、当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」をビジョンとして、未上場企業へのリスクマネーの供給量、投資家と未上場企業との間の情報の非対称性、未上場株式の乏しい流動性など、未上場株式市場を取り巻く課題の解決と未上場株式市場の拡大に取り組んでいます。

2025年10月期から2027年10月期の3か年においては、GMV（流通取引総額）の拡大に取り組んでおり、特にプライマリー領域におけるGMVの拡大に努め、未上場企業の投資調達額の増大を図っており、当中間連結会計期間においては「FUNDINNO PLUS+」を中心にGMVは55.9億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益は997,884千円、純営業収益は880,454千円、営業損失は95,598千円、経常損失は90,679千円、親会社株主に帰属する中間純損失は93,959千円となりました。

なお、当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

当中間連結会計期間における主な取り組みは以下のとおりであります。

(a) 特定投資家数の拡大

特定投資家の増加を重要なKPIとして、投資ポテンシャルの拡大を図っております。「FUNDINNO PLUS+」は特定投資家ののみが投資することが認められており、「FUNDINNO PLUS+」での資金調達の成約の蓋然性を高め、流通取引総額（GMV）の拡大を図るために特定投資家の増加が必要です。

当中間連結会計期間においては、引き続き一般投資家の特定投資家への転換を促進するとともに、条件を満たす富裕層などへの訴求や営業を行った結果、特定投資家は330名増加し、累計で1,341名となりました。

(b) 販売チャネルの拡大

当中間連結会計期間において、「FUNDINNO PLUS+」の販売チャネルの拡大に取り組んでおります。「FUNDINNO PLUS+」については、株式投資型クラウドファンディングで規制されている対面営業が可能であり、発行体に関する

るよりきめ細かい営業が可能です。そのため、営業人員の採用に加えて、パートナー企業の開拓と連携により、販売チャネルの拡大に努めております。

(c) 発行体営業

「FUNDINNO PLUS+」は株式投資型クラウドファンディングと異なり募集金額に上限がないため、レイターステージの企業など、より大きな金額の資金調達ニーズにこたえております。トップ営業に加えて、他社との連携を図ることなどして、安定的な大型案件の獲得に努めてまいります。なお、当中間連結会計期間においては、1社で合計18億円を超える資金調達の支援をいたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ39,851千円増加し、3,991,550千円となりました。当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは95,347千円の使用（前連結会計年度は829,020千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失が90,679千円、成約案件にかかる募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料に係る未収収益の増加額が144,857千円あった一方、受託開発契約に係る契約資産の減少が92,003千円、一時的な募集等受入金の預り等の預り金の増加が78,855千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは14,129千円の使用（前連結会計年度は139,831千円の使用）となりました。これは主に、ソフトウェア開発に伴う無形固定資産の取得による11,689千円の支出があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは149,328千円の獲得（前連結会計年度は1,327,056千円の獲得）となりました。これは主に、第三者割当増資に伴う株式の発行による収入が150,000千円あつたことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要は、事業運営に必要な運転資金（外注費や人件費など）、投資家や発行体の獲得に必要なマーケティング費用などが主な内容であります。

当社グループは、それらの支出について、第三者割当増資により調達しており、余資については一部定期預金で運用しております。

前連結会計年度末までは、事業構築のためのコストが先行しておりましたが、当連結会計年度より、「FUNDINNO PLUS+」の進展を軸に損益分岐点を超えて売上高の増加が進む見込みであり、営業活動による支出の大幅超過が減少しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2025年 4月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年 8月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,769,201	23,009,201	非上場	当社は単元株制度を採用していません。
計	22,769,201	23,009,201	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第16回新株予約権

決議年月日	2025年 1月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 41 合計 43
新株予約権の数（個） ※	1,084,000（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,084,000（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000（注） 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2027年 1月21日 至 2034年 1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000（注） 2 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 新株予約権証券の発行時（2025年 1月20日）における内容を記載しております。

（注） 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,000円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}}{\text{既発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、本新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、その端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込価格}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (4) 本新株予約権1個未満の行使はできないものとします。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなつた場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。但し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4.に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(2) 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2024年12月31日 (注) 1	50,000	22,669,201	25,000	125,000	25,000	9,732,037
2025年1月23日 (注) 2	100,000	22,769,201	50,000	175,000	50,000	9,782,037

(注) 1. 有償第三者割当増資 普通株式 50,000株

割当先 株式会社NAGAYOSHI

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

2. 有償第三者割当増資 普通株式 100,000株

割当先 林郁

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

(5) 【大株主の状況】

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社J C C	東京都港区芝四丁目7番6号 芝ビルディング704	4,786,666	21.02
松井宏記	京都府宇治市	1,136,920	4.99
平石智紀	東京都世田谷区	865,000	3.79
i-Lab5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋兜町8番1号	840,000	3.68
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	625,000	2.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	625,000	2.74
松岡司	東京都品川区	483,256	2.12
藤井優紀	東京都港区	432,315	1.89
HFA7号投資事業有限責任組合	東京都品川区東品川二丁目3番14号	300,000	1.31
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	256,410	1.12
計	—	10,350,567	45.45

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 22,769,201	22,769,201	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	22,769,201	—	—
総株主の議決権	—	22,769,201	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前連結会計年度末日後、当中間連結会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	就任年月日
社外取締役	森 亮介	1984年3月10日生	2007年4月 2012年9月 2016年1月 2017年6月 2018年6月 2025年1月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 ライフネット生命保険株式会社入社 同社執行役員就任 同社取締役就任 同社代表取締役社長就任（現任） 当社 社外取締役就任（現任）	(注) 2	—	2025年1月24日

(注) 1. 取締役 森亮介は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、2025年1月24日開催の定時株主総会終結の翌日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	平石 智紀	2025年1月24日

(注) 2025年1月24日付で執行役員（委任型執行役員）に就任しております。

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 9 名 女性 ー 名 （役員のうち女性の比率 ー%）

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

3. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,951,699	3,991,550
預託金	260,136	306,725
顧客分別金信託	260,136	306,725
売掛金	17,538	23,664
契約資産	109,823	17,820
立替金	348	49
顧客への立替金	348	49
前払費用	53,852	55,647
未収収益	31,900	176,757
その他	21,028	11,500
貸倒引当金	△2,471	△3,873
流動資産合計	4,443,856	4,579,841
固定資産		
有形固定資産		
建物	64,023	61,716
器具備品	32,361	31,179
有形固定資産合計	※ 96,385	※ 92,896
無形固定資産		
ソフトウェア	—	3,917
ソフトウェア仮勘定	502	7,172
その他	—	942
無形固定資産合計	502	12,032
投資その他の資産		
投資有価証券	71	71
敷金	62,369	61,104
長期前払費用	1,634	833
その他	4,850	11,077
投資その他の資産合計	68,925	73,086
固定資産合計	165,813	178,015
資産合計	4,609,669	4,757,856
負債の部		
流動負債		
預り金	78,212	157,068
顧客からの預り金	428	2,295
募集等受入金	70,940	146,172
その他の預り金	6,843	8,600
1年以内返済予定長期借入金	1,344	1,344
前受金	10,594	13,350
買掛金	14,368	11,849
未払金	151,888	117,321
未払費用	81,903	94,339
未払法人税等	4,696	2,975
未払消費税等	192	36,612
賞与引当金	—	1,166
流動負債合計	343,199	436,027
固定負債		
長期借入金	1,232	560
固定負債合計	1,232	560
負債合計	344,431	436,587

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	175,000
資本剰余金	9,707,037	9,782,037
利益剰余金	△5,542,303	△5,636,271
株主資本合計	4,264,733	4,320,765
新株予約権	504	504
純資産合計	4,265,237	4,321,269
負債純資産合計	4,609,669	4,757,856

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
営業収益		
受入手数料	865,308	
委託手数料	466	
募集・売出し・特定投資家向け		
売付け勧誘等の取扱手数料	856,442	
その他の受入手数料	8,400	
その他の営業収益	132,575	
営業収益合計	<u>997,884</u>	
金融費用	11	
売上原価	117,418	
純営業収益	<u>880,454</u>	
販売費及び一般管理費		
取引関係費	168,012	
人件費	456,628	
不動産関係費	22,667	
事務費	187,912	
減価償却費	6,089	
租税公課	2,712	
貸倒引当金繰入額	1,502	
その他	130,527	
販売費及び一般管理費合計	<u>※ 976,052</u>	
営業損失 (△)	<u>△95,598</u>	
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,000	
雑収入	2,703	
講演料収入	367	
営業外収益合計	<u>5,071</u>	
営業外費用		
支払手数料	152	
営業外費用合計	<u>152</u>	
経常損失 (△)	<u>△90,679</u>	
税金等調整前中間純損失 (△)	<u>△90,679</u>	
法人税、住民税及び事業税	3,279	
法人税等合計	3,279	
中間純損失 (△)	<u>△93,959</u>	
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	—	
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	<u>△93,959</u>	

【中間連結包括利益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位 : 千円)

当第中間連結会計期間
(自 2024年11月1日
至 2025年4月30日)

中間純損失（△）	△93,959
中間包括利益	△93,959
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	△93,959
非支配株主に係る中間包括利益	—

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
 (自 2024年11月1日
 至 2025年4月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失（△）	△90,679
減価償却費	7,354
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,401
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,166
受取利息	△2,000
支払利息	11
売上債権の増減額（△は増加）	△6,125
契約資産の増減額（△は増加）	92,003
前払費用の増減額（△は増加）	△1,794
顧客分別金信託の増減額（△は増加）	△46,588
未収収益の増減額（△は増加）	△144,857
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,519
未払金の増減額（△は減少）	△34,566
未払費用の増減額（△は減少）	12,435
未払又は未取消費税等の増減額	44,040
前受金の増減額（△は減少）	2,755
預り金の増減額（△は減少）	78,855
その他	△3,274
小計	△92,382
利息及び配当金の受取額	2,000
利息の支払額	△11
法人税等の支払額	△5,000
法人税等の還付額	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	△95,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,440
無形固定資産の取得による支出	△11,689
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れに返済による支出	△672
株式の発行による収入	150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,328
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	39,851
現金及び現金同等物の期首残高	3,951,699
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,991,550

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当中間連結会計期間 (2025年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	33,981千円	39,248千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
給料手当	347,695千円
外注費	183,390千円
広告宣伝費	133,825千円
貸倒引当金繰入額	1,502千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金勘定	3,991,550千円
現金及び現金同等物	3,991,550千円

(株主資本等関係)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動

当社は、2024年12月31日及び2025年1月23日付で、第三者割当増資の払込を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ75,000千円増加しております。この結果、当中間連結会計期間において、資本金が175,000千円、資本剰余金が9,782,037千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	プライマリー領域	グロース領域	セカンダリー領域	合計
「FUNDINNO」	254,741	—	—	254,741
「FUNDINNO PLUS+」	610,100	—	—	610,100
「FUNDOOR」	—	118,624	—	118,624
「FUNDINNO GROWTH」	—	13,951	—	13,951
「FUNDINNO MARKET」	—	—	466	466
合計	864,842	132,575	466	997,884
収益認識の時期				
一時点で移転されるサービス	864,842	17,279	466	882,588
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	115,296	—	115,296
合計	864,842	132,575	466	997,884
顧客との契約から生じる収益	864,842	132,575	466	997,884
合計	864,842	132,575	466	997,884
外部顧客への売上高	864,842	132,575	466	997,884

(1 株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月 30日)
1 株当たり純資産額	189円76銭
1 株当たり中間純損失(△)	△4円14銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、また、1 株当たり中間純損失であることから、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月 30日)
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△93, 959
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△)(千円)	△93, 959
普通株式の期中平均株式数(株)	22, 706, 770
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含まれなかつた潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第16回新株予約権 (新株予約権の数1, 084, 000個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (2025年 4 月 30日)
純資産の部の合計額(千円)	4, 321, 269
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	504
(うち新株予約権)(千円)	(504)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	4, 320, 765
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	22, 769, 201

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月28日

株式会社FUNDINNO

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 相馬 裕晃
業務執行社員



指定社員 公認会計士 田中 龍之介
業務執行社員



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社FUNDINNOの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUNDINNO及び連結子会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を

通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
 - ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上